

令和4年4月19日

社会福祉法人つつじの福祉会
書面による『はぎの郷 2021 年度 第6回運営推進会議』議事録

社会福祉法人つつじの福祉会 地域密着型小規模特別養護老人ホーム『はぎの郷 2021 年度 第6回運営推進会議』の開催（開催予定日：令和4年3月28日）に際し、新型コロナウイルス感染防止を第一優先とした書面による開催としたため、令和4年3月28日必着にて、参加予定の方々に対し書面による報告資料を郵送しました。報告内容に対するご意見・確認事項について、令和4年4月8日を期日として募りましたところ、貴重なご意見・確認事項等をいただきました。

以上の書面報告による開催を明らかにするため、ここに本議事録を作成する。

1 書面報告による『はぎの郷 2021 年度 第6回運営推進会議』を実施した者の氏名

『はぎの郷』 施設長 宮武 昭彦

2 書面報告による『はぎの郷 2021 年度 第6回運営推進会議』参加者

- ・加古川市 高齢者・地域福祉課及び介護保険課 職員
- ・地域包括支援センターひらおか 職員
- ・特別養護老人ホームうおずみ 施設長
- ・つつじ野地区民生委員
- ・はぎの郷入居者様のご家族

3 「ご意見や確認事項等」について

地域包括支援センターひらおか職員様、特別養護老人ホームうおずみ職員様、より2項目につきご意見・ご質問をいただきました。ご意見・ご質問への回答とあわせて添付資料を確認ください。

4 『はぎの郷 2021 年度 第6回運営推進会議』の開催と閉会

開催日：令和4年3月28日 書面による報告（郵送）をもって開催日とする。

閉会日：令和4年3月28日（期日：令和4年4月8日）開催日をもって閉会日とみなす。

5 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

『はぎの郷』 統括管理者 宮武 昭彦

(1) (特別養護老人ホーム うおずみより)

ご意見： 1項 4.(2)①研修会・勉強会の欄にコロナ陽性者発生と記載があります。利用者に陽性者が出たのか、職員に陽性者が出たのか等詳細についての記載がないのはなぜなのでしょう？保健所の指示のもとで対応され、終息されているでしょうが本運営推進会議で詳細について報告は必要なのではないのでしょうか？報告の義務はないかもしれませんが運営推進会議参加者には知らせておく必要があるように思います。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の中に＊陽性者のいるユニットは必要と判断された場合以外は基本、自粛とする。と記載されていますが、ユニットだけの制限で対応は可能なのではないのでしょうか？施設全体のゾーニングの必要性や職員等の移動に伴う感染症対策等はないのでしょうか？保健所の指示であればその指示に従うことになるのでしょうか？

回答： ご意見、ありがとうございます。「はぎの郷」施設内のコロナ陽性者発生について、下記にてご報告させていただきます。

令和4年2月に「はぎの郷」施設内においてコロナ陽性者が出ました。コロナ陽性者発生直後に入居利用者の全家族（感染されてない入居者も）に施設より連絡報告、同時に保健所・兵庫県にも報告を行いました。

施設での感染者は職員2名、利用者6名。感染利用者6名のうち、入院は2名でした。

2名の利用者はその後、退院されて施設に戻ってこられました。保健所の指示より感染者は原則、施設内にて療養ということで重篤者以外は病院受け入れが困難と指示された時期でした。

二次感染を阻止するため最初の感染者（利用者）発覚直後に全利用者・全職員の坑原体検査を実施し現状を確認し、同時に施設ゾーニング対応（各ユニット単位、居室単位、各出入り口ドア）にて透明の感染対策カーテンを設置、職員のユニット間の移動は禁止（医務・介護支援専門員は移動を可とする）、面談自粛、職員は手袋・マスクに追加でガウン・フェイスシールドの配布と着用を義務。定期的に利用者・職員の坑原体検査の実施等をおこない二次感染防止対策を実施しました。

初期に発生した職員2名、利用者6名で保健所の指定療養期間は終了し保健所指示により解除となりました。今回のことで利用者をはじめ、そのご家族に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことをこの場をおかりして心よりお詫び申し上げます。

また、この発生の中で勤務に1日も穴を空けることなく緊急出勤等、対応してくれました全職員にも感謝しております。

今回の報告に関して義務ではなくとも不足があったことにお詫び申し上げます。今後は記載するように心掛けて参ります。

(2) (地域包括支援センターより)

ご意見： 食事中におしぼりを口にいれようとしたケースの対応について、事前アセスメントにおいて口に入れてしまう可能性はなかったのか。本人の手の届かない所に置くなど環境作りが必要ではないか「おしぼりは食べられない。」と伝えている。その意図は何なのだろうか。

認知症のある方のアセスメント、環境作り、声がけの方法、対応方法など、すべてにおいて早急に学び直す必要があると思われるがいかがでしょうか？

車椅子に移乗しようとしている方、椅子に座って車椅子に足をあげている方、車椅子につかまり立ちをしている方など、全てベッドで休んでもらっているのは夜間の事だったのでしょうか。時間の記入がなくわかりません。なぜベッドで休んでもらったのでしょうか。

回答： 食事中おしぼりを口に入れようとしたケースについて、落ち着かれている普段には「おしぼり」を自ら手にされて、手を拭かれる時などに「おしぼり」を使用されておりますが、持病であるパーキンソン病の症状が出た時に気持ちが不安定になり、途中から「おしぼり」を口に入れてようとされる時がありました。その際には職員が「食べれないこと」の言葉がけにより、お伝えはしていました。今後はパーキンソンの症状が強くなってしまった時は再びお口に入れられてしまう可能性があるため、危険にならない位置まで移動することを共有しました。

ご意見をいただきましたように、認知症のある方のアセスメント、環境作り、声がけの方法、対応方法など毎年、定期研修は行ってきましたが、今後もさらに強化して学び研修する場が必要があるかと思います。今年度も認知症についての研修もしっかりと行って参ります。

「ベッドで休んでもらっている」件につきましては、時間帯、状況の記載がなく情報不足で申し訳ございませんでした。

時間帯については夜間帯だけではなく、日勤帯も含めて様々ですがこの期間については施設内にて「コロナ陽性者が発生した」期間で、感染された利用者はもちろん、感染されていない利用者も保健所の指示により二次感染防止防止の為のゾーニング対応等の理由により、利用者になるべく居室でお過ごしになるようご協力をいただきき居室対応とさせて頂いていた時期の報告でした。

現在は、隔離解除になりベッドや共同スペースで過ごしてもらっていますが、どの時間帯でも利用者が「ベッドでちょっと休みたい」とご希望された場合はベッドでお休みするようにしています。

統括管理者 宮武 昭彦